

我孫子市地域公共交通会議分科会設置要領

制定日：令和6年2月1日

（趣旨）

第1条 この要領は、我孫子市地域公共交通会議設置要綱（以下「交通会議設置要綱」という。）第10条に基づき設置される我孫子市地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 分科会は、我孫子市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）から付託された事項について、専門的な検討及び協議を行う。

（分科会の構成員）

第3条 分科会の委員は、交通会議設置要綱第3条第1号から第15号までに掲げる者のうち、交通会議の会長が指名する者とする。

2 分科会の委員の任期は、交通会議の委員の任期と同じとする。

（分科会の運営）

第4条 分科会の会長は、交通会議の会長をもって充てる。

2 分科会の会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

3 分科会は、第3条第1項に基づき交通会議の会長が指名した委員のうち、半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 分科会は原則公開とする。

5 分科会の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会の会長の決するところによる。

（協議結果の取扱い）

第5条 分科会において協議を行った結果については、交通会議に報告するものとする。

（庶務）

第6条 分科会の庶務は建設部交通政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会の会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。